

○ 財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省
令第 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の六の規定に基づき、小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令（平成十八年財務

省、厚生労働省、
産省、経済産業省
令第二号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式（第7条の6関係） 定期報告書 [略]	別記様式（第7条の6関係） 定期報告書 [略]

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	電話(- -)
業種	
当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無	
作成責任者名	

第 1 表 容器包装を用いた量

素材区分		重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装		①
	うち、プラスチック製の買物袋	①
	うち、厚手のプラスチック製の買物袋	①
	うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	①
	うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	①
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)		①
	うち、紙製の袋	①
主として段ボール製の容器包装		①
その他の容器包装		①
合計		
対前年度比(%)		

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	電話(- -)
業種	
作成責任者名	

第 1 表 容器包装を用いた量

素材区分		重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装		①
(参考)	うち、主としてプラスチック製の袋	
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)		①
(参考)	うち、主として紙製の袋	
主として段ボール製の容器包装		①
その他の容器包装		①
合計		
対前年度比(%)		

第2表 [略]

第3表 容器包装の使用原単位（①を②で除して得た値）

		年度	対前年度比(%)
原単位= $\frac{\text{容器包装を用いた量①}}{\text{当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値②}}$	主としてプラスチック製の容器包装		
	うち、プラスチック製の買物袋		
	うち、厚手のプラスチック製の買物袋		
	うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋		
	うち、バイオマスプラスチック製の買物袋		
	主として紙製の容器包装		
	うち、紙製の袋		
	主として段ボール製の容器包装		
	その他の容器包装		

第4表 [略]

第2表 [略]

第3表 容器包装の使用原単位（①を②で除して得た値）

		年度	対前年度比(%)
原単位= $\frac{\text{容器包装を用いた量①}}{\text{当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値②}}$	主としてプラスチック製の容器包装		
	主として紙製の容器包装		
	主として段ボール製の容器包装		
	その他の容器包装		

第4表 [略]

第5表 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
主として プラスチック製の 容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
うち、プラスチッ ク製の買物袋	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
うち、厚手のプ ラスチック製の 買物袋	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
うち、海洋生分 解性プラスチッ ク製の買物袋	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
うち、バイオマ スプラスチック 製の買物袋	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
主として紙製の容 器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
うち、紙製の袋	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
主として 段ボール製の容 器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
その他の 容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		

第5表 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
主として プラスチック製 の容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
主として紙製 の容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
主として 段ボール製の 容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		
その他の 容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)	A	B	C	D		

第6表 [略]

第7表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

対象項目	具体的内容	
目標の設定	〈具体的内容〉	
容器包装の 使用の合理化	消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進すること	☐ プラスチック製の買物袋の有償による提供 〈具体的内容〉
	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	☐ 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 ☐ 景品等の提供 ☐ 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 ☐ 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 ☐ その他 〈具体的内容〉
	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	☐ 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 ☐ 適切な寸法の容器包装の使用 ☐ 商品の量り売り ☐ 簡易包装化の推進 ☐ その他 〈具体的内容〉
	情報の提供 ↳ 関係者との連携	

第6表 [略]

第7表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

対象項目	具体的内容	
目標の設定	〈具体的内容〉	
容器包装の 使用の合理化	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	☐ 容器包装の有償による提供 ☐ 景品等の提供 ☐ 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 ☐ 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 ☐ その他 〈具体的内容〉
	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	☐ 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 ☐ 適切な寸法の容器包装の使用 ☐ 商品の量り売り ☐ 簡易包装化の推進 ☐ その他 〈具体的内容〉
情報の提供 ↳ 関係者との連携	[略]	

第8表 [略]

備考

1～3 [略]

4 フランチャイズチェーンの事業を行う者など、
定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品
を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に
関する指導を行う事業者（以下「本部事業者」と
いう。）又は当該事業に加盟する者（以下「加盟
者」という。）は、「事業者名」の欄に、本部事
業者を記入すること。この場合には、本部事業者
が加盟者を含めた容器包装を用いた量及び取組を
一括して各表に記入し、本部事業者が当該定期報
告書を提出すること。

第8表 [略]

備考

1～3 [略]

[新設]

5・6 [略]

7 「当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無」の欄には、4の「加盟者」の有無を記入すること。

8 この様式において、「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第6号及び同条第4号に規定する容器包装の区分に従うものとする。また、「プラスチック製の買物袋」は小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃

4・5 [略]

[新設]

6 第1表において、「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第6号及び同条第4号に規定する容器包装の区分に従うものとする。また、同表の「うち、主としてプラスチック製の袋」及び「うち、主として紙製の袋」の欄は、任意記入とする。

棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準と
なるべき事項を定める省令第2条第1項で定め
る「プラスチック製の買物袋」、「厚手のプラ
スチック製の買物袋」は同項第1号に該当する
もの、「海洋生分解性プラスチック製の買物袋
」は同項第2号に該当するもの、「バイオマス
プラスチック製の買物袋」は同項第3号に該当
するものとする。

9～14 [略]

[削る]

7～12 [略]

13 フランチャイズチェーンの事業を行う者のよう
に、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた
量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っ
ている場合にあつては、各表に記入するほか、

	<u>第7表の「関係者との連携」の欄に、当該事業</u> <u>全体における容器包装を用いた量の合計並びに</u> <u>容器包装の使用の合理化のために実施した取組</u> <u>及びその効果を記入すること。</u>
備考 表中の「 」は注記である。	

附 則

この省令は、令和二年 月 日から施行する。